

# 福島県身体障害者手帳制度要綱

## 第1 趣旨

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請、同項に規定する医師（以下「指定医」という。）の指定その他手帳に係る事務については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号。以下「規則」という。）、及び福島県身体障害者福祉法施行細則（平成4年福島県規則第5号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 実施主体、実施機関

- 1 この制度は、知事が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。
- 2 手帳の交付機関及び判定機関は、身体障害者更生相談所とする。

## 第3 手帳の様式

手帳の様式は様式第1号とする。

## 第4 手帳の交付手続き等

### 1 交付の申請

- (1) 身体に障害のある者は、知事に手帳の交付の申請をすることができる。ただし、本人が満15歳に満たないときは、その保護者が代わって申請するものとする。
- (2) 法第15条第1項の規定に基づき手帳の申請をしようとする者は、身体障害者手帳交付申請（届）書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 医師の診断書・意見書（様式第3号）

イ 唇顎口蓋裂の後遺症により、そしゃく機能の著しい障害を有する者にあつては、歯科医師の作成した歯科医師の意見書（様式第4号）

ウ 写真（縦4cm×横3cm、最近1年以内に撮影したもので、本人とはっきり判別できるもの）

### 2 交付の決定及び交付

身体障害者更生相談所長は、判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際に経由した機関を経て身体障害者手帳交付決定通知書（様式第5号）により申請者にこれを交付する。

また、手帳の交付について対象者の居住地を管轄する市町村の長又は県保健福祉事務所の長（以下「市町村長等」という。）に対し、様式第6-1号、様式第6-2号により通知する。

### 3 手帳の再交付

政令第10条の規定に基づき手帳の再交付の申請をしようとする者は、身体障害者手帳交付申請（届）書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

身体障害者更生相談所長は、判定結果に基づき手帳の再交付を決定し、再交付の申請の際に経由した機関を経て身体障害者手帳再交付決定通知書（様式第7号）により申請者にこれを交付する。

また、手帳の交付について対象者の居住地を管轄する市町村長等に対し、様式第6-1号、様式第6-2号により交付の申請の際に経由した機関及び保健福祉事務所に通知する。

### 4 手帳の記載事項変更

手帳の記載事項に変更が生じた場合は、政令第9条の2または4の規定により身体障害者手帳交付申請（届）書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

身体障害者更生相談所長は、関係機関に様式第8-1号または様式第8-2号により通知しなければならない。

### 5 手帳交付申請却下

知事が法第15条第5項の規定による通知を行おうとする場合にあっては、非該当認定通知書（様式第9号）により行うものとする。

### 6 手帳の返還

法第16条第1項の規定により、手帳の返還を行おうとする者は身体障害者手帳交付申請（届）書（様式第2号）に当該手帳を添えて知事に提出しなければならない。

### 7 書類の経由

交付の申請等により知事に提出する書類は、身体障がい者の居住地を管轄する市福祉事務所の長又は町村にあっては当該町村の長を経由して知事に提出しなければならない。

## 第5 障害程度認定基準

障がい程度の認定については、法、政令及び規則に定めるもののほか、次の各号に規定する厚生労働省通知に定めるところによる。

### 1 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について

（平成15年1月10日付け障発第0110001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 2 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について

(平成 15 年 1 月 10 日付け障企発第 0110001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

3 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

(平成 15 年 2 月 27 日付け障企発第 0227001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

4 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて

(平成 21 年 12 月 24 日付け障発 1224 第 3 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

5 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて

(平成 15 年 1 月 10 日付け障発第 0110002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 第 6 再認定制度

### 1 再認定対象者

知事は次の者を対象に障害程度の再認定（以下「再認定」という。）を行う。

- (1) 手帳交付申請時の診断書に再認定を要するとある者
- (2) 福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の答申により有期認定となった者

### 2 再認定通知

- (1) 知事は再認定が必要とされた者（以下「対象者」という。）の手帳に再認定年月を記載するとともに、手帳交付時に様式第 10-2 号により再認定を要する旨を通知する。
- (2) 知事は、対象者の居住地を管轄する市町村長等に対し、当該対象者の手帳交付時に様式第 10-1 号又は様式第 10-3 号により、対象者の氏名及び診査を実施する時期等について通知する。
- (3) 知事は対象者の居住地を管轄する市町村長等に対し、再認定を要する月の概ね 1 ヶ月前に様式第 11-1 号又は様式第 11-2 号により、再認定の到来年月を通知する。

### 3 診査

法第 17 条の 2 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく診査は、診断書・意見書（様式第 3 号）に基づき行うものとする。

### 4 報告

市町村長は診査の結果について、様式第 12-1 号により知事に報告を行う。ただし、対象者から身体障害者手帳交付申請（届）書（様式第 2 号）の提出があった場合は様式第 12-1 号による報告を省略することができるものとする。

なお、県保健福祉事務所長にあつては、様式第 12-2 号により知事に報告を行うとともに、様式第 12-3 号により市町村長に別途報告を行う。

#### 5 再認定による手帳の再交付

知事は再認定に係る診査を受けた者に対し、診査の結果に応じて手帳の再交付を行う。

#### 6 再交付の申請

手帳の交付を受けた者は、前 2 項により規定された再認定年月によらず、障害の状況が変動した場合は、随時、再交付について申請できるものとする。

### 第 7 指定医の指定

#### 1 指定医の申請

(1) 指定を受けようとする医師は、身体障害者福祉法指定医師申請書（様式第 13 号）に、次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

ア 同意書（様式第 14 号）

イ 医師免許証の写し

ウ 経歴書（参考様式 1）

(2) 聴覚障害に係る指定を受けようとする医師は、(1) に掲げる書類に加えて、以下のいずれかの書類を添付しなければならない。

ア 耳鼻咽喉科専門医であることを証明する書類

イ 聴力測定技術等に関する研修の修了を証明する書類

#### 2 医師の指定

(1) 知事は法第 15 条に基づいて指定を受けようとする医師から指定申請があったときは、審議会の意見を聴いて指定する。

(2) 知事は、(1) により指定をするときは、審議会が開催された月の翌月の初日をもって指定する。

#### 3 指定の標示

指定を受けた医師（以下「指定医」という。）は、標示板（様式第 15 号）を診療に従事する場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

#### 4 指定医の変更

指定医は次の事由が生じた場合、身体障害者福祉法指定医変更届（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

(1) 指定医の勤務先が変更となった場合

(2) 指定医が新たに開業した場合

(3) 指定医の属する医療機関等の名称及び所在地が変更となった場合

(4) 指定医の氏名が変更となった場合

5 指定の辞退

指定医は次の事由が生じた場合、指定を辞退しようとする 60 日前までに辞退届（様式第 17 号）を知事に提出しなければならない。ただし、本人が死亡した場合等やむを得ないときは代理人又は医療機関の管理者が速やかに届け出ること。

(1) 指定医の指定を辞退するとき

(2) 県内の医療機関を退職し、診断書を書かなくなったとき

(3) 死亡したとき

6 書類の経由

指定医の申請、指定医の変更及び指定の辞退により知事に提出する書類は、医師の所属する医療機関の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に福島県身体障害者手帳再認定事務処理要綱及び福島県身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師の指定要綱に基づいて提出されている様式は、この要綱の相当規定に基づいて提出された様式とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者手帳制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県身体障害者手帳制度要綱による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱による様式は、所要の調整をして使用することができる。